ＡＲ浄－５０１－０５
平成 23 年 7 月 1 日制定
平成 26 年 8 月 1 日改訂
平成 28 年 6 月 13 日改訂
平成 28 年 8 月 9 日改訂
平成 28 年 11 月 15 日改訂

The Building Center of Japan

浄化槽性能確認試験申込要領

（評定事業）

一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

評 定 部 浄 化 槽 試 験 所

目　　次

§1.　試験の対象　1
§2.　試験手続きの流れ　1
§3.　試験室の概要　8
§4.　試験に要する費用　22
§5.　浄化槽性能確認試験申込資料の作成要領　23
§6.　試験設定条件の変更　25
§7.　試験期間中の点検（調査・測定）及び維持管理作業　26
§8.　試験の取下げ　27
§9.　お問い合わせ　27

◆付属資料
◇　浄化槽性能確認試験の試験条件設定に係る確認書　付属資料1
◇　試験槽の確認項目　付属資料2

▲様式
△　性能確認試験申込書　様式1
△　試験槽の各単位装置の概要　様式2
△　浄化槽性能確認試験の試験設定条件の変更届　様式3
△　変更箇所の新旧対比表　様式4
△　搬入搬出計画書　様式5
△　点検等作業計画書　様式6
△　保守点検チェックリスト　様式7
△　取り下げ届　様式8

改訂履歴

●2011.7.1 初版制定

●2014.8.1
・「§2.（1）性能確認試験申込」に性能評価試験との同時申込における取扱いを追記した。
・「§2.（2）受付」に受付日及び試験受付後の取扱いを追記した。
・「§2.（5）試験槽設置」に試験槽設置の取扱いを追記した。
・「§2.（9）試験終了及び延長」に性能確認試験から性能評価試験への移行について追記した。
・「§2.（10）試験槽の撤去」に撤去期限を追記した。
・「§3. 試験に要する費用」に記載した維持管理費用を税別に修正し、試験開始時、試験終了時、及び性能評価試験の同時申込における、性能評価試験への移行期間についての試験費用の取扱いを追記した。
・一般財団化に伴う名称の表記を変更した。

●2016.6.13
・様式1、様式8の宛名を変更した。

●2016.8.9
・浄化槽試験業務規程制定、浄化槽試験業務約款改訂に伴う参照規程類の記載を修正した。
・試験申込みに係る資料の提出方法に電子ファイルによる提出方法を追記した。
・試験成績書の発行を不要とする場合の申込資料の簡素化とその内容を追記した。
・「§3. 試験室の概要」を新設し、以降を繰下げた。
・「§4. 試験に要する費用」の記載事項を整理した。
・「§7. 試験期間中の点検（調査・測定）及び維持管理作業」の記載事項を整理し、点検等作業計画書（様式6）作成時の注意事項を追記した。
・試験申込書（様式1)、取り下げ届（様式8）の申込者記載欄について、代表者から責任者に変更した。
・様式3、様式4、様式5、様式8について、記入例を追記した。

●2016.11.15
・「§4. 試験に要する費用」の維持管理費用について、修正した。

浄化槽性能確認試験申込要領（評定事業）

「浄化槽性能確認試験」は、浄化槽の性能評価試験（恒温短期評価試験）の申込みを前提とした浄化槽について、所期の性能を確認することを目的として、浄化槽の性能評価方法・同細則及び浄化槽試験実施要領（浄化槽性能確認試験）に基づいて行う試験です。試験の申込にあたっては、本申込要領に従って該当する資料をご提出ください。

§１. 試験の対象

■　**試験の対象は次に該当するものとします。**

●浄化槽の性能評価試験（恒温短期評価試験）の申込みを前提とした浄化槽とする。

§２. 試験手続きの流れ

■ **申込から、試験完了までの手続き流れ（フローチャートを次ページ以降）は以下のとおりです。**

なお、不明な点は、浄化槽試験所にお問い合わせください。

また、試験申込にあたっては、本要領の他に以下の文書をお読みください。

☆　ＢＣＪ評定　ご案内

☆　浄化槽試験業務規程

☆　浄化槽試験業務約款

☆　浄化槽の性能評価方法

☆　浄化槽の性能評価方法細則

☆　浄化槽試験実施要領（浄化槽性能確認試験）

☆　評定手数料一覧表

☆　浄化槽試験申込要領（評定事業）

☆　浄化槽試験の注意事項

浄化槽試験所中心作業	申込者中心作業	概　　要
	試験申込【浄化槽試験所へ】	

（１）性　能　確　認　試　験　申　込

１）性能確認試験申込に必要な書類

（作成にあたっては、§５.浄化槽性能確認試験申込資料の作成要領をご参照ください。なお、すべて日本語で作成したものとしてください。）

① 性能確認試験申込書（原本（社印、責任者印を押印したもの））　１部
② 付属資料（１）（原本（記名、捺印したもの））　１部
③ 付属資料（２）　１部
④ 添付図書（１）～（５）（※（５）は必要に応じて添付）　各１部
⑤ 上記①～④の写し　各２部

※性能評価試験を同時申込いただくことで本試験終了後、連続して性能評価試験を実施することができます。

同時申込をされる場合は「浄化槽試験申込資料」を「浄化槽試験申込要領(AR浄-500)」に基づいて作成し、「性能確認試験申込資料」と合わせてご提出ください。

※試験成績書の発行を不要とされる場合、試験申込資料の一部は省略可能です。また、試験申込資料の一部を省略して試験申込をされた場合は、試験成績書を発行できませんので、ご了承ください。（詳細は§５をご参照ください。）

※性能確認試験申込資料は電子ファイル（PDF 又は WORD）によるご提出も可能です。

この場合、性能確認試験申込書（原本）及び付属資料１（原本）は別途ご提出ください。

２）提出日

・随　時

３）提出方法

・直接持ち込み、郵送、または電子ファイル（PDF 又は WORD）でお願いします。

①直接持ち込みの場合：事前に浄化槽試験所までご連絡ください。日程調整をさせていただきます。
②郵送による場合：用紙（様式等は特別指定いたしません）に、資料発送日、到着予定日等の情報を記入いただき、浄化槽試験所宛にファクシミリまたは電子メールで送信してください。
③電子ファイルの場合：事前に浄化槽試験所までご連絡ください。提出方法の相談をさせていただきます。

浄化槽試験所 中心作業	申込者 中心作業	概　　要
受　付		**（２）受　付** **１）受付日** 浄化槽試験所にて受付を行います。正式な浄化槽試験申込資料の提出・受理をもって、試験の受付とし、この日を受付日とします。 **２）受付対象外** 次のような場合には受付けられないことがあります。 ①　試験対象以外のもの。 ②　試験申込資料に必要事項が記載されておらず、申込内容が明確になっていないもの。 ③　試験申込資料のうち受付に必要な資料が不足しているもの。 ④　試験槽からの処理水が試験施設に問題を生じる恐れがある処理方式としているもの。（例：薬品添加による処理方式等） ⑤　浄化槽試験所が試験実施困難と判断するもの。 **３）受付後の取扱い** 性能確認試験の受付後の取扱いは、以下のとおりです。 ①　性能確認試験を申込後、試験室が確定する前に性能評価試験の申込が発生した場合、性能評価試験を優先する。（性能確認試験の順番待ちを繰下げる） ②　性能確認試験と性能評価試験を同時に申込後、試験室が確定する前に性能評価試験の申込が発生した場合、性能確認試験実施の意向を確認し、次の二択とする。 ・性能確認試験を実施する場合、後から申込まれた性能評価試験を優先する。（性能確認試験の順番待ちを繰下げる） ・性能確認試験を取下げ、同時申込された性能評価試験の申込に切替える。（試験待ちの順番は変更しない。） ※原則として試験室の確定後は試験待ちの順番を変更しません。
質問･意見等書類の送信 【浄化槽試験所から申込担当者様宛送信】		**（３）質問･意見等書類の送信** （２）で受付けた性能確認試験申込の件について、試験所では担当試験員を確定します。担当試験員は、申込書類を確認するとともに、試験を円滑に実施するための質問、意見、確認事項などをまとめた書類を、試験申込担当者様宛に電子メールにて送信いたします。この書類には試験が開始できる予定時期も記載いたします。なお、これに対する試験申込者として

浄化槽試験所中心作業	申込者中心作業	概　　要
		の回答に係る書類は、（４）の打ち合わせ時にご持参、又は事前のご提出が可能となるように準備してください。
試験現場確認と試験条件打ち合わせ 【浄化槽試験所内で実施】 （試験申込者は(3)に対する回答を持参又は事前に提出）		**（４）試験現場確認と試験条件の打ち合わせ** 試験槽を設置する前に、設置現場を確認して頂きます。同時に、試験条件の打ち合わせを試験所において行います。 このため、（３）に対する回答書類の準備が整いましたら、その旨と試験所への来所希望日をご連絡ください。試験所での打合せ日時を調整してご連絡します。打合せ時に（３）に対する回答書類（質問・意見書の回答）をご持参ください。（事前に質問・意見書の回答をご提出頂き、追加確認・修正を実施している場合は、その最終書類をご用意ください。） ★ **試験現場確認と試験条件打ち合わせ内容例**： ●試験現場確認 ・試験槽の設置スペース、搬入経路等の確認 ・試験槽と試験用原水、処理水配管、排気管の取り合い確認 ・処理水採水装置への接続方法、位置の確認 ・試験槽の転倒防止対策確認 ・その他試験槽搬入･搬出工事にかかる試験現場確認 ※本申込要領の§３.試験室の概要をご参照ください。 ●試験条件打ち合わせ ・「浄化槽性能確認試験の試験条件設定に係る確認書(案)」の内容確認と確定 ・試験原水の流入水量、流量、流入水温の確認と確定 ・処理水の測定項目と採水頻度の確認と確定 ・試験期間と試験槽の搬入・搬出計画 ・汚泥投入操作実施の有無と投入用汚泥の準備等 ・その他試験条件に係る事項 （汚泥投入操作を行い、性能確認試験で生じた汚泥を性能評価試験の投入用汚泥に使用される場合は、性能確認試験の汚泥投入操作に関して、汚泥の採取・濃度調整作業等に試験員の現場立会いが必要となります。） ●試験槽の点検（調査・測定）作業、及び維持管理作業 ・点検等作業計画書の作業計画の確認と日程調整 ・維持管理作業の実施頻度、実施予定日程の確認と調整 ・維持管理（保守点検・清掃）作業の実施者の確認 ・維持管理作業について試験所への依頼の有無の確認 （試験期間中の試験槽（試験申込者により持ち込まれた機器設備類を含む）の維持管理作業及びメンテナンスは原則として試験申込者により実施頂きます。なお、状況により試験所で試験槽の維持管理作業（別途持込み機器設備類を除く）を有償でお受けすることが可能な場合もありますのでご相談ください。） ※本申込要領の§７．試験期間中の点検（調査・測定）及び維持管理作業をご参照ください。

浄化槽試験所中心作業	申込者中心作業	概　　要
	試験槽設置 【浄化槽試験所内で実施】	**（５）試験槽設置** 試験受付後、受付日から起算して８週間以内に試験槽を搬入・設置していただきます。なお、試験室が満室の場合、試験所からご案内する搬入可能日より４週間以内に搬入・設置していただきます。ただし、受付日から８週間経過していない場合は受付日から起算して８週間以内とします。試験槽の搬入計画（日程）は、これらを踏まえて作成してください。 試験槽の搬入計画（日程）に従い、試験槽を搬入・設置してください。 （試験槽の搬入及び設置は、申込者側で行っていただきます。なお、試験槽の設置に係る費用は、試験手数料に含まれておりませんのでご了承ください。） また、試験槽の設置に際して重機（ユニック車、リフト等）が必要な場合は、申込者側であらかじめ手配をお願いします。 試験槽を設置後、申込者により初期調整等（シーディング、馴養操作等）を行ってください。また、試験所に維持管理作業を依頼される場合は、試験申込資料として維持管理要領書と保守点検チェックリストを提出し、これに基づいて維持管理方法のレクチャーを行ってください。
試験開始		**（６）試験開始** 「浄化槽の性能評価方法」、「浄化槽の性能評価方法細則」及び「浄化槽試験実施要領（浄化槽性能確認試験）」に基づき試験を行います。 負荷試験の実施工程、処理水採水頻度は「浄化槽性能確認試験の試験条件設定に係る確認書」《付属資料１》に従います。 試験所における試験用原水の供給は、「浄化槽の性能評価方法細則」に規定された試験用原水流入パターンの午前 7 時を実時刻の 13 時又は 13 時半に相当させたパターンにて流入を実施します。 ※試験途中での試験条件（負荷試験実施工程、処理水採水頻度等）の変更が可能です。変更手続きについては、§６．試験設定条件の変更をご参照ください。
	試験槽点検（調査・測定）及び維持管理作業 【原則申込者が実施】	**（７）試験槽点検（調査・測定）及び維持管理作業** 試験期間中には申込者により試験槽の点検（調査・測定）作業を実施して頂けます。また、試験槽の維持管理作業の実施は「浄化槽性能確認試験

浄化槽試験所 中心作業	申込者 中心作業	概　　要
		の試験条件設定に係る確認書」《付属資料１》で設定された実施形態・実施頻度に従います。 点検日程は予め点検等作業計画書《様式６》に記載してご提出ください。 なお、試験所では、試験槽の点検（調査・測定）作業は承りませんが、維持管理作業（有償）はご依頼頂く事も可能な場合もあります。 （試験所に維持管理作業を依頼された場合は、提出された維持管理要領書及び保守点検チェックリストに基づいて実施します。） ※試験途中での試験条件（点検日程、維持管理作業実施形態等）の変更も可能です。 変更手続きについては、§６．試験設定条件の変更をご参照ください。 ※申込者による点検作業の作業時間帯や実施日程に関する注意点、維持管理作業に関する注意点は§７．試験期間中の点検（調査・確認）及び維持管理作業をご参照ください。
試験状況 報告		**（８）試験状況報告** 試験状況報告は１週間毎に行います。
試験終了 及び延長		**（９）試験終了及び延長** 試験期間（試験槽の搬入日等を起点として試験槽の搬出作業完了日までの期間）は最長 24 週間（６ヶ月）を限度とし、以下の要件を満たしたときに終了します。 ①「浄化槽性能確認試験の試験条件設定に係る確認書」《付属資料１》で設定された期間 ②「浄化槽性能確認試験の試験設定条件の変更届」《様式３》（試験期間の変更）に記載された日 ③「取り下げ届」《様式８》に記載された日 （※「取り下げ届」を提出された場合は、試験成績書を発行することが出来ませんのでご了承ください。） ただし、受入れ試験室及び試験申込者の申込み・待機状況により、試験終了予定日（搬出完了予定日）の２週間前の時点で試験待ちがない場合は、１週間単位で試験期間の延長を可能とします。この場合、１回の延長期間は最大４週間までとし、その後の待ち状況により再度延長を可能とします。 （試験期間の延長を行う場合は、都度「浄化槽性能確認試験の試験設定条件の変更

浄化槽試験所 中心作業	申込者 中心作業	概　　要
		届」《様式３》（試験期間の変更）をご提出ください。） **性能評価試験との同時申込の場合、性能確認試験を試験終了予定日より前に終了し、性能評価試験へ移行することも可能です。** （この場合、変更届（試験期間の変更）又は取り下げ届をご提出ください。）
	試験槽の撤去 【浄化槽試験所内で実施】	**（10）試験槽の撤去** 性能確認試験終了後は、上記の試験期間中にすみやかに試験槽を移動又は撤去してください。（試験槽内汚泥、汚水の引抜き・搬出（廃棄を含む）、試験槽の移動、搬出（廃棄を含む）は、申込者側で行っていただきます。なお、試験槽内汚泥、汚水の引抜き・搬出、試験槽の移動、搬出に係る費用は、試験手数料に含まれておりませんのでご了承ください。） 性能評価試験を同時に申込まれた場合、試験終了後、同一の試験室にて連続的に性能評価試験を実施いただけます。（ただし、同一の試験槽を継続使用される場合、性能評価試験の実施前には、試験槽内の汚泥、汚水の引抜き・搬出、槽内のろ材・担体等の新規入替え、槽内洗浄等の実施が必要です。） なお、試験室等の状況により、試験槽の入替え等の際に試験室を変更（移動）していただく場合がありますのでご了承ください。（この場合は、事前にご相談をさせていただきます。）
試験成績書の発行		**（11）試験成績書の発行** 試験終了後、浄化槽試験業務約款に従い、「試験成績書」を発行します。 試験成績書には以下の書類を全て添付します。 ・試験申込資料の「２. 付属資料」 ・試験申込資料の「３. 添付図書（１）、（２）及び場合により（５）」 ・変更箇所の新旧対比表及び上記２項に該当する提出資料（新旧全て） **※「試験成績書」の発行を不要とすることも選択可能です。** この場合、試験申込資料の一部が省略できます。また、試験期間中の変更届や変更対比表についてもその内容によっては提出が不要です。 ※試験成績書の発行に必要となる資料（試験成績書に添付する資料）が不足している場合や取り下げ届《様式８》を提出された場合は、試験成績書を発行出来ませんのでご了承ください。 （§５. 浄化槽性能確認試験申込資料の作成要領、§６. 試験設定条件の変更、及び§８. 試験の取下げをご参照ください。）

§３．試験室の概要

１．制限事項

１）小型試験室（Ａ２、Ａ３、Ｃ３、Ｃ４）

①流入水量

・流入水量範囲・・・1,000～4,000 Ｌ／日

②移送流量・最大瞬間流量

・移送流量、最大瞬間流量範囲・・・10～59 Ｌ／分

③設置スペース等

・設置可能寸法の範囲・・・長さ：4,000 mm 以下、幅 ：2,350 mm 以下、高さ：2,400 mm 以下

※この設置可能寸法範囲内に点検用足場、試験槽固定用架台、付帯設備（ポンプ、ブロワ、操作盤等）、試験槽の配管類（流入、放流、排気の施設側接続部分の一部を除く）、および処理水採水装置（接続配管を含む）等を含めて設置してください。

（試験所では架台の無償貸出しを行っていますが、架台使用に伴う事故等の責任は負いかねますのでご了承ください。架台の貸出しを希望される場合は、お問い合わせください。）

《貸出し架台（小型浄化槽用）寸法： 幅 1,500 mm、長さ 2,500 mm、高さ 400 mm》

※試験室の**試験槽設置スペース上部にはダブルデッキがあり**、そのデッキ下に蛍光灯が取付けてあります。作業スペースの頭上部分について、安全確保等には十分ご注意ください。

また、ダブルデッキには作業用開口部分が設けられています。試験槽や作業用足場等が高い場合や単位装置を組合わせた試験槽とされる場合は配置を調整頂く場合があります。

※試験室の床面は外部と段差（0.1m）があり、外扉・内扉の高さは内側床面から 3.4m となります。試験槽の搬入時には入口の段差や吊下げ高さ等にご注意ください。

（試験室内や搬入経路等は事前にご確認頂きますが、試験室の使用状況によっては対応できない場合がありますので、日程等お問い合わせください。）

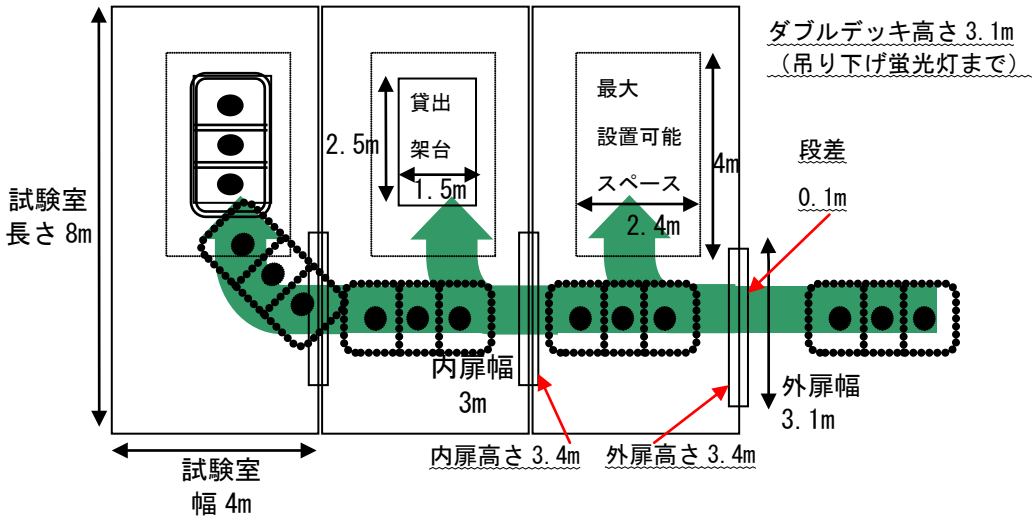

図．小型試験室の寸法と搬入経路（例）

２）大型試験室（Ａ大、Ｄ大）

①流入水量

・流入水量範囲・・・1,000～4,000 Ｌ／日

②移送流量・最大瞬間流量

・移送流量、最大瞬間流量範囲・・・10～80 Ｌ／分

③設置スペース等

・設置可能寸法の範囲・・・長さ：5,500 mm 以下、幅：2,400 mm 以下、高さ：2,400 mm 以下

（円筒形状の場合は幅が最大φ2,500 mm まで対応可能の場合あり。事前にご相談ください。）

※この設置可能寸法範囲内に点検用足場、転倒防止装置、付帯設備（ポンプ、ブロワ、操作盤等）、および試験槽の配管類（流入、放流、排気の施設側接続部分の一部を除く）等を含めて設置してください。なお、Ａ大室においては処理水採水装置（接続配管を含む）をこの範囲内に設置してください。

※試験室の**試験槽設置スペース上部にはダブルデッキがあり**、そのデッキ下に蛍光灯が取付けてあります。作業スペースの頭上部分について、安全確保等には十分ご注意ください。

また、ダブルデッキには作業用開口部分が設けられています。試験槽や作業用足場等が高い場合や単位装置を組合わせた試験槽とされる場合は配置を調整頂く場合があります。

※試験室の床面は外部と段差（0.1m）があり、試験室内床面には試験槽設置用架台（幅：2400 mm、高さ：250 mm）が設置され、床面より一段高くなっております。また、外扉の高さは内側床面から3.4m となります。試験槽の搬入時には入口及び架台の段差や吊下げ高さ等にご注意ください。

（試験室内や搬入経路等は事前にご確認頂きますが、試験室の使用状況によっては対応できない場合がありますので、日程等お問い合わせください。）

図．大型試験室の試験槽受入れ寸法

２．試験槽の接続

１）試験槽への配管類及び電源接続

試験槽への配管類（流入、放流、排気）及び電源の接続は①、②の各項目を参考にして実施してください。

電源接続の際には、試験槽の電気系統漏電により施設全体に影響を及ぼさないために**漏電ブレーカー**を設置してください。

スケールダウンモデル試験槽を予定される場合は、使用される電気容量を事前にご相談ください。

※試験室内のそれぞれの配置は「４．試験室図面」をご参照ください。

①小型試験室（Ａ２、Ａ３、Ｃ３、Ｃ４）共通事項

・流入配管の接続部

流入配管の口径は、φ25 です。
試験槽流入部に測温抵抗体を取り付けるため、φ25→φ50→φ［試験槽の流入管経］としてください。また、測温抵抗体取付部材（φ50 配管、φ50 チーズとキャップ）をご用意ください。

・放流配管の接続部

放流口（升）はφ150 です。
試験槽からの放流配管の口径は、φ50 としてください。
放流配管を「原水排水」と表示された放流口（升）へ導入してください。

・排気配管の接続部

臭突接続口は、φ50 ソケットを被せて接続出来る形状です。
φ50 ソケットと試験槽までの配管、又はホース等をご用意ください。
（臭突接続口とφ50 ソケットの接続は、接着せずにビニルテープを巻き付けて固定してください。）

・電源接続部と電気容量

100V コンセントは吊下げ型と壁面設置型（A3 除く）があります。
電気容量は１室あたり 12 A 程度としてください。
（コンセントに接続した漏電ブレーカーやプラグは脱落防止策（結束バンドやビニルテープ等で固定）を行ってください。）［※電気容量は１室あたり最大 20 A ですが、処理水採水装置等試験所管理機器も同じ回路に接続します。］

200V コンセントはダブルデッキ上に設置しております。
電気容量は１室あたり 10 A までとしてください。
（※小型試験室系統の 200V 用電源は他室と共同使用しております。
［A2A3 室、C3C4 室がそれぞれ共用しており、２室合計で 20 A までとなります。］）

②大型試験室（Ａ大、Ｄ大）共通事項

・流入配管の接続部

流入配管の口径は、φ40 です。
大型試験室では流入水温測定部分の部材は試験室内に設置済みのため、試験申込者による用意は不要です。

・放流配管の接続部

大型試験室では放流口（升）への接続配管の一部を試験槽設置場所付近まで敷設済みです。
試験槽からの放流配管の口径はφ50 とし、この敷設済み配管へ接続してください。
（試験現場確認時に詳細をご確認ください。）

・排気配管の接続部

臭突接続口は、φ50 ソケットを被せて接続出来る形状です。
φ50 ソケットと試験槽までの配管、又はホース等をご用意ください。
（臭突接続口とφ50 ソケットの接続は、接着せずにビニルテープを巻き付けて固定してください。）

・電源接続部と電気容量

100V コンセントはダブルデッキ上と壁面に設置されております。
電気容量は１室あたり最大 20 A です。
（コンセントに接続した漏電ブレーカーやプラグは脱落防止策（結束バンドやビニルテープ等で固定）を行ってください。）
［※処理水採水装置等試験所管理機器は別回路に接続します。］

200V 用電源接続部はダブルデッキ上に制御盤を設置しております。（制御盤内接続端子［写真右］）
電気容量は１室あたり最大 30 A です。

２）処理水採水装置への配管接続

処理水採水装置への接続配管類は①、②の各項目を参考にして、試験申込者により作製してください。配管部材は処理水採水装置を接続する際に使用する部材と接続しない時に使用する部材、合わせて２通り必要です。

①処理水採水装置の概要

浄化槽試験所では試験槽に処理水採水装置（試験所設備）を接続し、処理水検体の採水・測定を実施します。

接続頂く処理水採水装置の概要は以下のとおりです。

なお、処理水採水装置の外形寸法と接続部分寸法（流入・放流管底、出口配管経）は試験室毎に多少異なりますので、詳細は試験現場確認時にご確認ください。

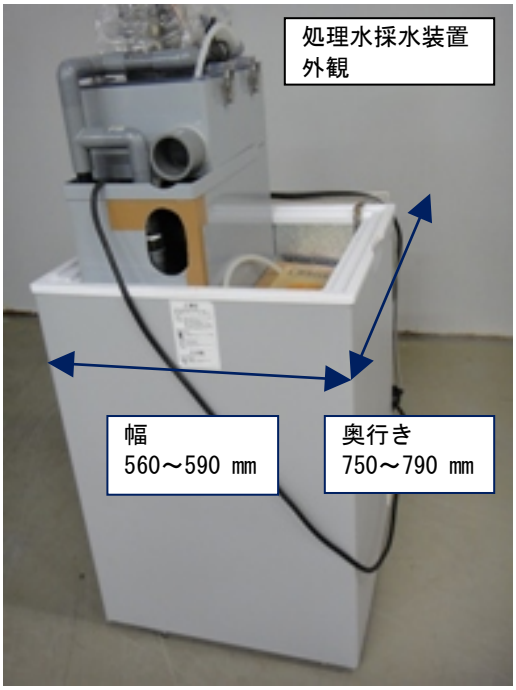

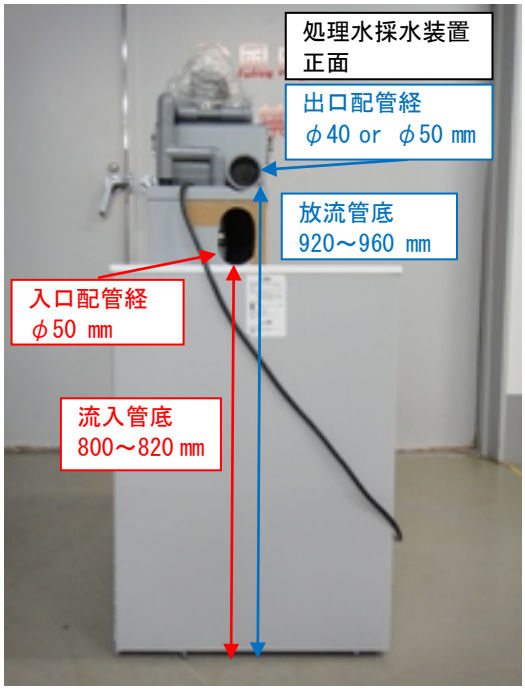

②処理水採水装置への接続方法

試験槽の放流配管の設置、放流配管と処理水採水装置への接続部分の設置（部材の作製）を実施してください。（処理水採水装置の接続時と未接続時の２通りの配管部材が全て必要です。）

・以下の接続方法を参考にして必要となる配管部材等をご用意ください。

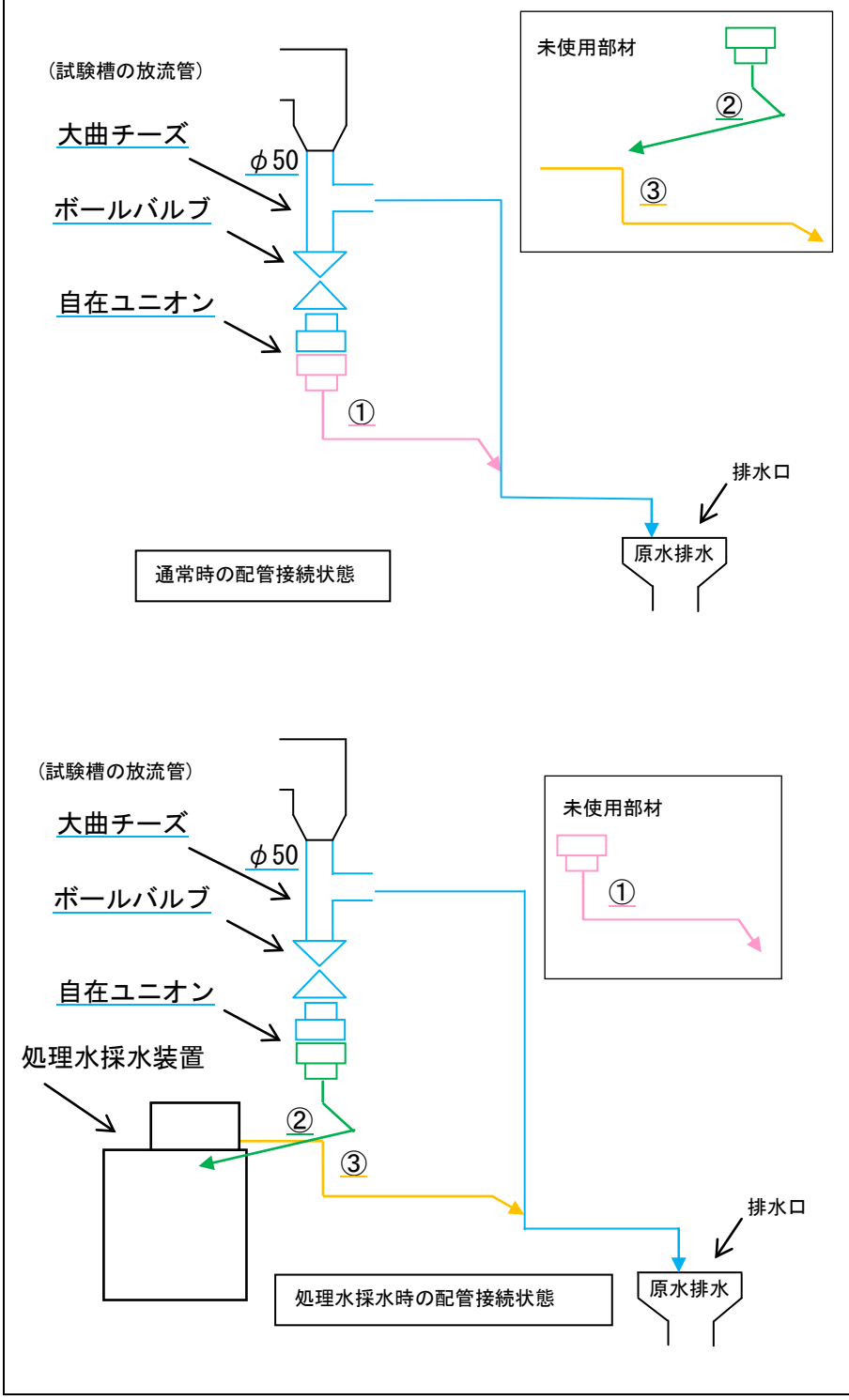

●排水口及び採水装置への分岐の例を以下に示します。

［試験槽の放流管］の管経からφ50に鉛直方向で管経を変更し、大曲チーズ、ボールバルブ、自在ユニオンを鉛直方向に設置してください。大曲チーズから排水口へ配管接続してください。また、この排水口接続配管への接続配管ユニットとして下記の①～③を作製してください。

①自在ユニオンから排水口接続配管へ接続する配管
②自在ユニオンから処理水採水装置（内部）へ導入する配管
③処理水採水装置（出口）から排水口接続配管へ接続する配管

これらの配管部材をそれぞれ作製し設置してください。
※①は通常時に、②、③は処理水採水時に使用します。
従って、①～③と排水口接続配管は接着しないでください。
また、各部材、及び接続配管は適切な勾配を設けてください。

３．試験槽計画における注意事項

●試験槽は「１．制限事項」に記載されている範囲内に収まる様にしてください。

※試験槽をスケールダウンモデルとする場合は、スケールダウン後の「流入水量（L／日）」と「移送流量（L／分）」及び「最大瞬間流量（L／分）」の値が全て「１．制限事項」に記載の範囲内に収まる様に人槽規模を設定してください。

試験槽へ流入する汚水の移送流量（L／分）と最大瞬間流量（L／分）は【浄化槽の性能評価方法細則】の【第二章６．試験用原水流入パターン】「表 2-5　各人槽における移送水量と最大瞬間流量」に基づき、性能評価申請予定浄化槽において一番小さい人槽が該当する人槽範囲の各流量に試験槽のスケールダウン比を乗じて算出します。

《参考》　【浄化槽の性能評価方法細則】「第二章 6．試験用原水流入パターン」

表 2-5　各人槽における移送流量と最大瞬間流量

各人槽（N）	移送流量[L/min]	最大瞬間流量[L/min]
5～10	13	59
11～30	17	80
31～50	24	100
51～100	44	130
101～250	100	200
251～500	200	270
501 以上	280	350

注）スケールダウンモデルを試験槽とする場合の移送流量及び最大瞬間流量は、対象とする浄化槽の最小機種が含まれる区分における移送流量及び最大瞬間流量に対する縮小率（スケールダウン比）より算出する。

★スケールダウンモデル試験槽の設定と人槽範囲の計算（例１）

申請予定人槽範囲：51～500 人槽の場合　⇒　最小人槽：51 人槽

（51～100 人槽の設定値より）

移送流量：44 L/min

最大瞬間流量：130 L/min

●試験槽（スケールダウンモデル）の人槽範囲（上限・下限）とスケールダウン比

①水量の制限（1,000～4,000　L／日）

②-1 流量の制限（小型試験室；10～59　L／分）

②-2 流量の制限（大型試験室；10～80　L／分）

・①より、スケールダウン後の人槽範囲は 5～20 人槽となる。

・②-1、②-2 より、スケールダウン後の各流量値を算出（端数切上げ）すると、

※51→5 人槽：移送流量は 44×5/51＝4.4 L/min、最大瞬間流量は 130×5/51＝12.8 L/min

※51→12 人槽：移送流量は 44×12/51＝10.4 L/min、最大瞬間流量は 130×12/51＝30.6 L/min

※51→20 人槽：移送流量は 44×20/51＝17.3 L/min、最大瞬間流量は 130×20/51＝51.0 L/min

※51→23 人槽：移送流量は 44×23/51＝19.9 L/min、最大瞬間流量は 130×23/51＝58.7 L/min

⇒①、②-1 及び②-2 より、51 人槽からのスケールダウン後の人槽範囲は、小型試験室・大型試験室共に 12～20 人槽が採用可能となる。

スケールダウン比（例）は、以下のとおり

※12 人槽の場合：12/51＝0.2353

※20 人槽の場合：20/51＝0.3922

（解説：5 人槽では移送流量が下限値を下回る。23 人槽は流量制限を両方満たすが水量の上限値を上回る。流量制限範囲を同時に両方満たし、かつ水量制限の範囲内となる人槽は 12～20 人槽となる。）

★スケールダウンモデル試験槽の設定と人槽範囲の計算（例２）
申請予定人槽範囲：14～50 人槽の場合　⇒　最小人槽：14 人槽
（11～30 人槽の設定値より）
移送流量：17 L/min
最大瞬間流量：80 L/min

●試験槽（スケールダウンモデル）の人槽範囲（上限・下限）とスケールダウン比
①水量の制限（1,000～4,000　L／日）
②-1 流量の制限（小型試験室；10～59　L／分）
②-2 流量の制限（大型試験室；10～80　L／分）
・①より、スケールダウン後の人槽範囲は 5～20 人槽となる。
・②-1、②-2 より、スケールダウン後の各流量値を算出（端数切上げ）すると、
※14→5 人槽：移送流量は 17×5/14＝6.1 L/min、最大瞬間流量は 80×5/14＝28.6 L/min
※14→9 人槽：移送流量は 17×9/14＝11.0 L/min、最大瞬間流量は 80×9/14＝51.5 L/min
※14→10 人槽：移送流量は 17×10/14＝12.2 L/min、最大瞬間流量は 80×10/14＝57.2 L/min
※14→11 人槽：移送流量は 17×11/14＝13.4 L/min、最大瞬間流量は 80×11/14＝62.9 L/min
※14→14 人槽（現物大）：移送流量は 17 L/min、最大瞬間流量は 80 L/min
⇒①、②-1 より、小型試験室において、14 人槽からのスケールダウン後の人槽範囲は、9～10 人槽が採用可能となる。
⇒①、②-2 より、大型試験室において、14 人槽からのスケールダウン後の人槽範囲は、9～14 人槽が採用可能となる。（この場合、14 人槽は現物大（フルスケールモデル）試験槽となる。）
スケールダウン比（例）は、以下のとおり
※9 人槽の場合：9/14＝0.6429
※10 人槽の場合：10/14＝0.7143
（解説：5 人槽では移送流量が下限値を下回る。11 人槽は小型試験室の流量制限を満たせないが、大型試験室では両方満たす。また、大型試験室では 14 人槽の場合でも流量制限範囲を同時に両方満たし、かつ水量制限の範囲内となる。これらより、小型試験室では受入れ可能となる人槽範囲は 9～10 人槽となり、大型試験室では 9～14 人槽となる。）

※性能評価試験と同時申込みを予定される場合は、特に下記事項について、ご注意ください。
・試験槽（スケールダウンモデルを含む）の設計・構造・特性等に関する妥当性確認は、性能評価試験、性能確認試験において試験所では行いません。申込者が責任を持って行ってください。
・スケールダウンモデル試験槽で試験を行う場合は、実機の制御盤と同じ操作を行うことが出来るように、試験槽の制御盤を製作してください。
（各試験室の電気容量とコンセントについては、「２．試験槽の接続」をご参照ください。）

４．試験室図面

A2 室

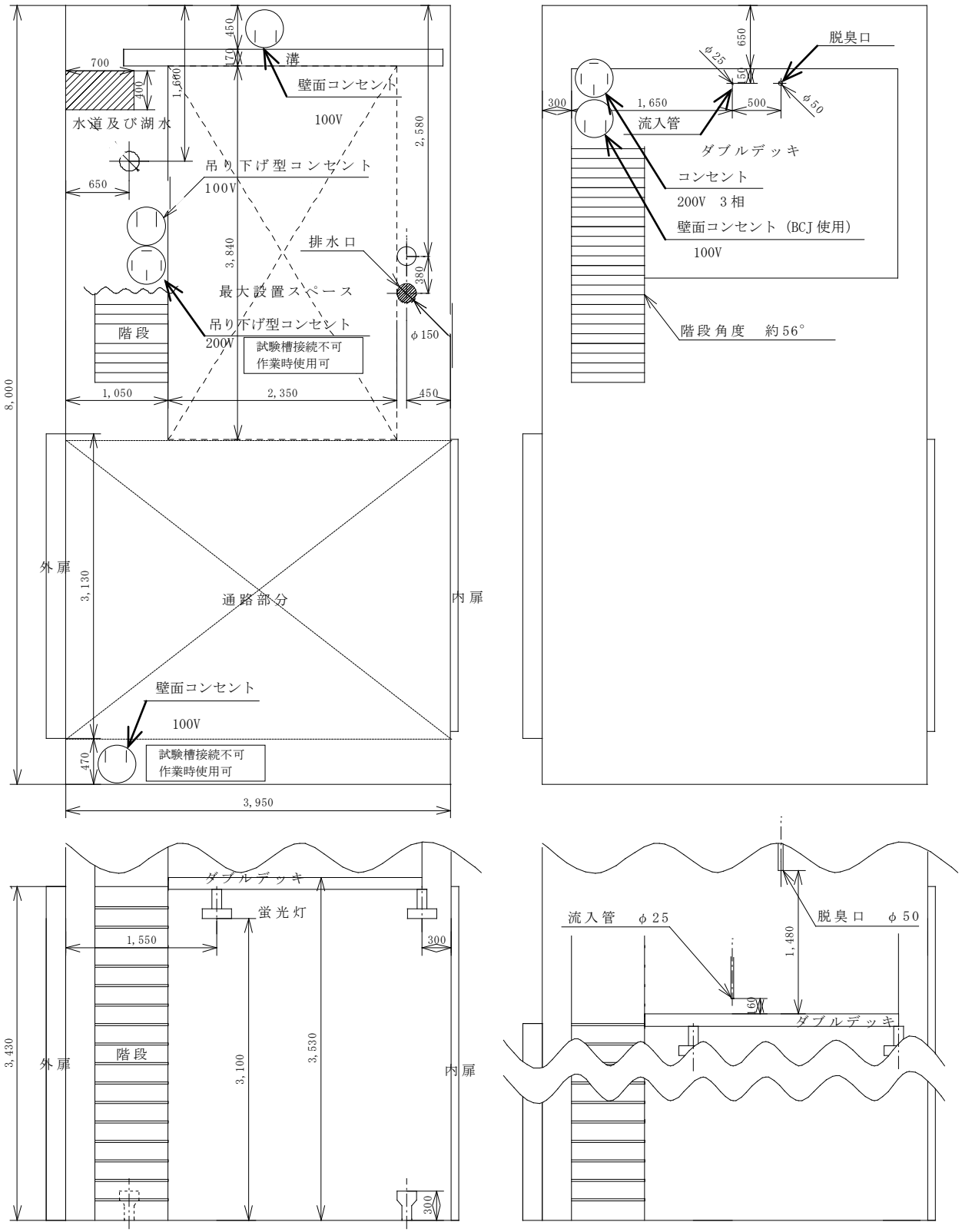
溝
壁面コンセント
100V
水道及び湖水
吊り下げ型コンセント
100V
排水口
最大設置スペース
階段
吊り下げ型コンセント
200V
試験槽接続不可
作業時使用可
通路部分
外扉
内扉
壁面コンセント
100V
試験槽接続不可
作業時使用可
脱臭口
流入管
ダブルデッキ
コンセント
200V 3相
壁面コンセント（BCJ使用）
100V
階段角度 約56°
ダブルデッキ
蛍光灯
階段
外扉
内扉
流入管 φ25
脱臭口 φ50
ダブルデッキ

A3室

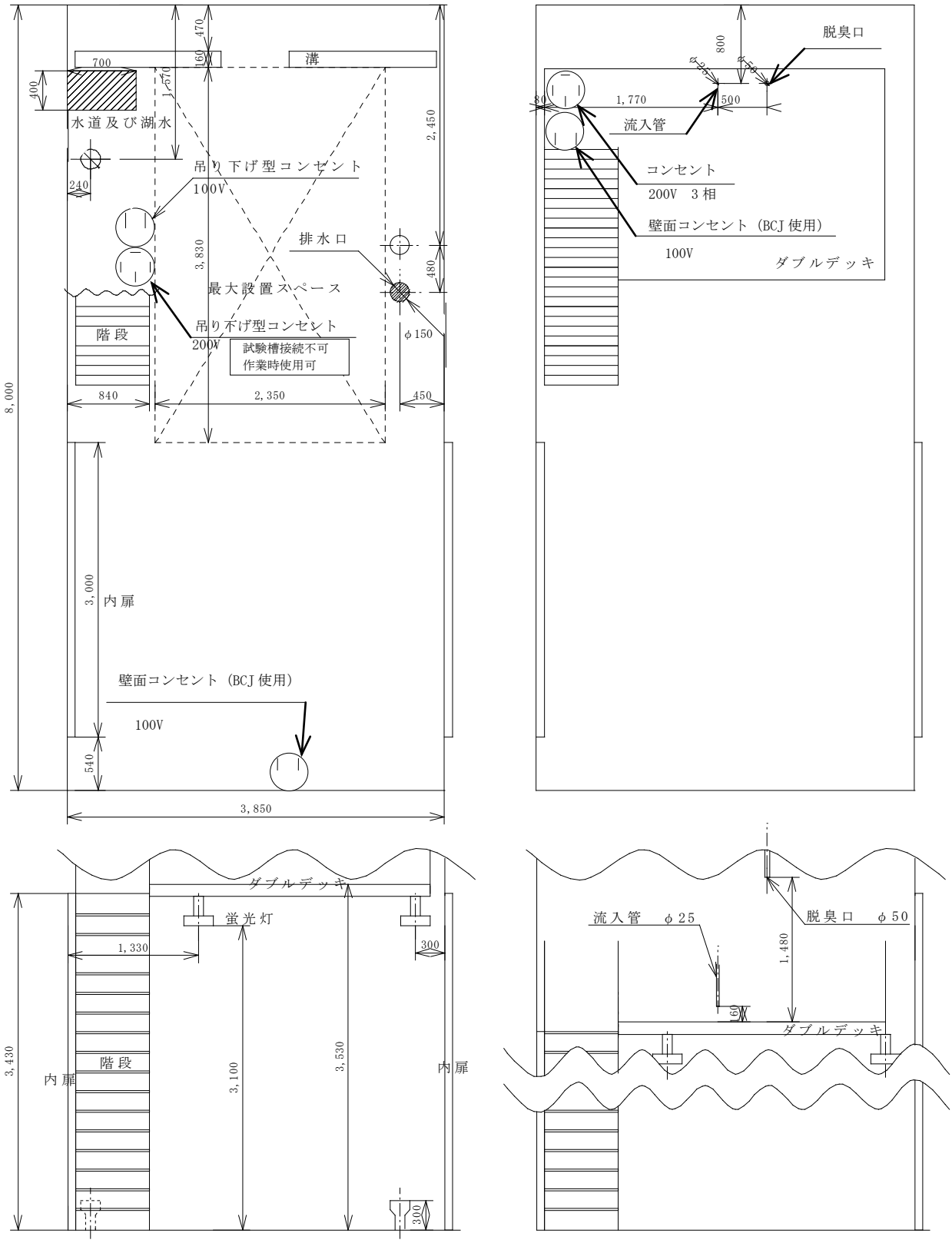
470
160
700
溝
400
1,770
水道及び湖水
2,450
240
吊り下げ型コンセント
100V
3,830
排水口
480
最大設置スペース
階段
吊り下げ型コンセント
200V
試験槽接続不可
作業時使用可
φ150
8,000
840
2,350
450
3,000
内扉
壁面コンセント（BCJ使用）
100V
540
3,850
脱臭口
800
φ25
φ50
80
1,770
500
流入管
コンセント
200V　3相
壁面コンセント（BCJ使用）
100V
ダブルデッキ
ダブルデッキ
蛍光灯
1,330
300
3,430
内扉
階段
3,100
3,530
内扉
300
流入管　φ25
脱臭口　φ50
1,480
160
ダブルデッキ

C3 室

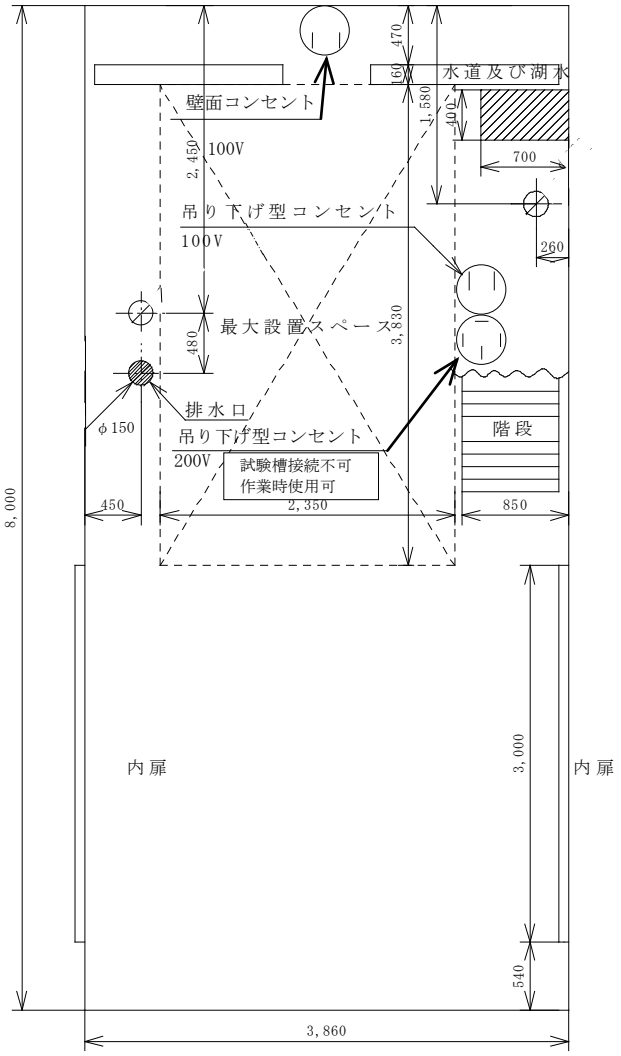
壁面コンセント
100V
水道及び湖水
470
160
1,580
400
700
2,450
吊り下げ型コンセント
100V
260
最大設置スペース
3,830
480
排水口
φ150
吊り下げ型コンセント
200V
試験槽接続不可
作業時使用可
階段
450
2,350
850
8,000
内扉
3,000
内扉
540
3,860

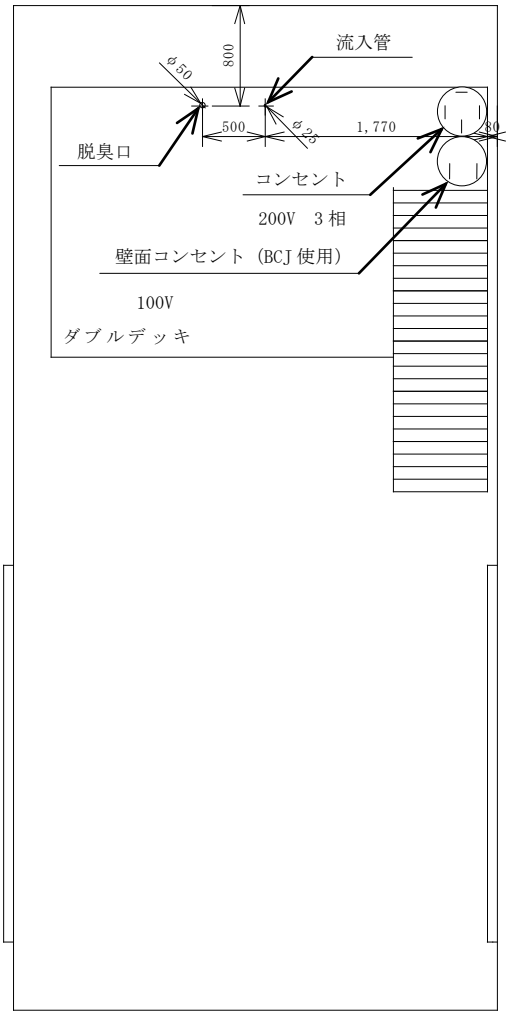
流入管
800
φ50
500
φ25
1,770
80
脱臭口
コンセント
200V 3相
壁面コンセント（BCJ使用）
100V
ダブルデッキ

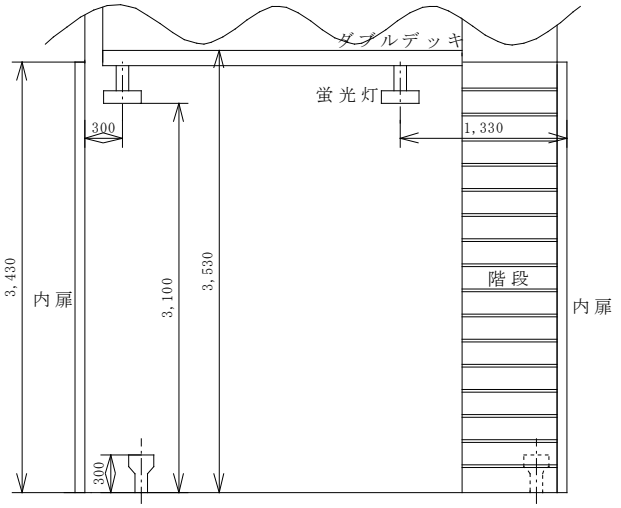
ダブルデッキ
蛍光灯
300
1,330
3,430
内扉
3,100
3,530
階段
内扉
300

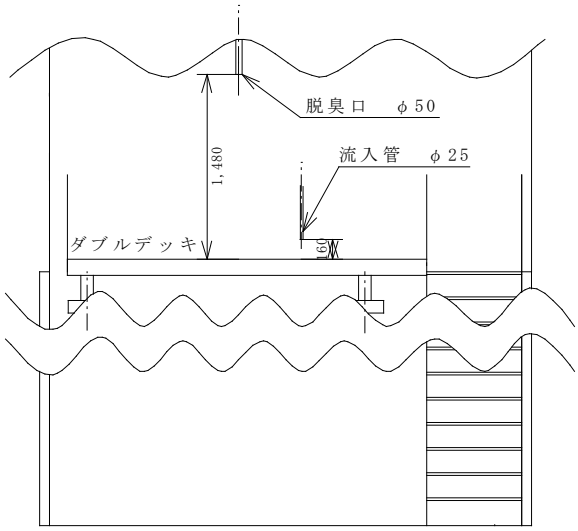
脱臭口 φ50
流入管 φ25
1,480
ダブルデッキ
160

C4室

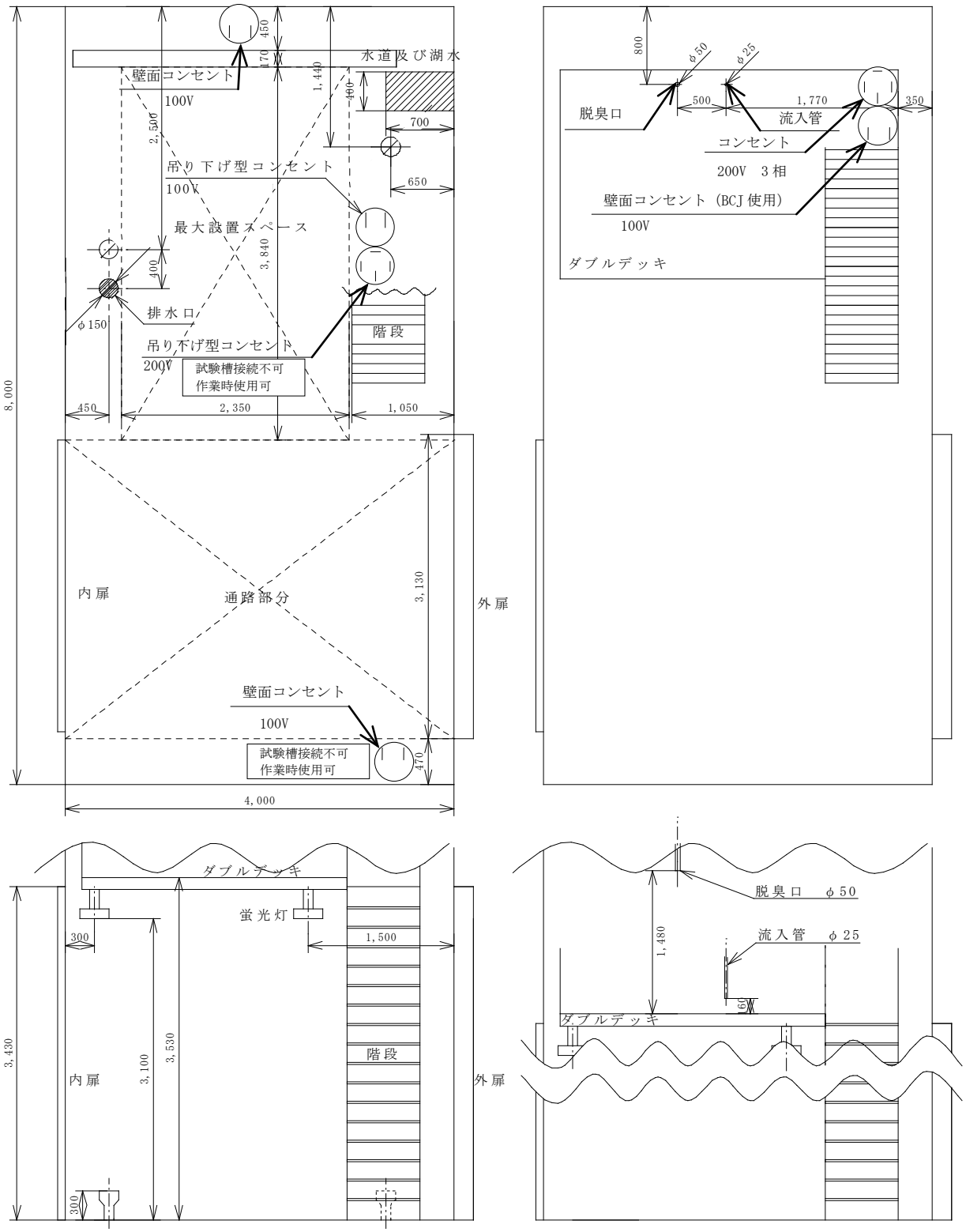
水道及び湖水
壁面コンセント
100V
吊り下げ型コンセント
100V
最大設置スペース
排水口
φ150
吊り下げ型コンセント
200V
試験槽接続不可
作業時使用可
階段
8,000
450
2,350
1,050
4,000
内扉
通路部分
外扉
壁面コンセント
100V
試験槽接続不可
作業時使用可
800
φ50
φ25
脱臭口
500
1,770
350
流入管
コンセント
200V 3相
壁面コンセント（BCJ使用）
100V
ダブルデッキ
ダブルデッキ
蛍光灯
300
1,500
3,430
3,100
3,530
内扉
階段
外扉
脱臭口 φ50
流入管 φ25
1,480
ダブルデッキ

A 大室

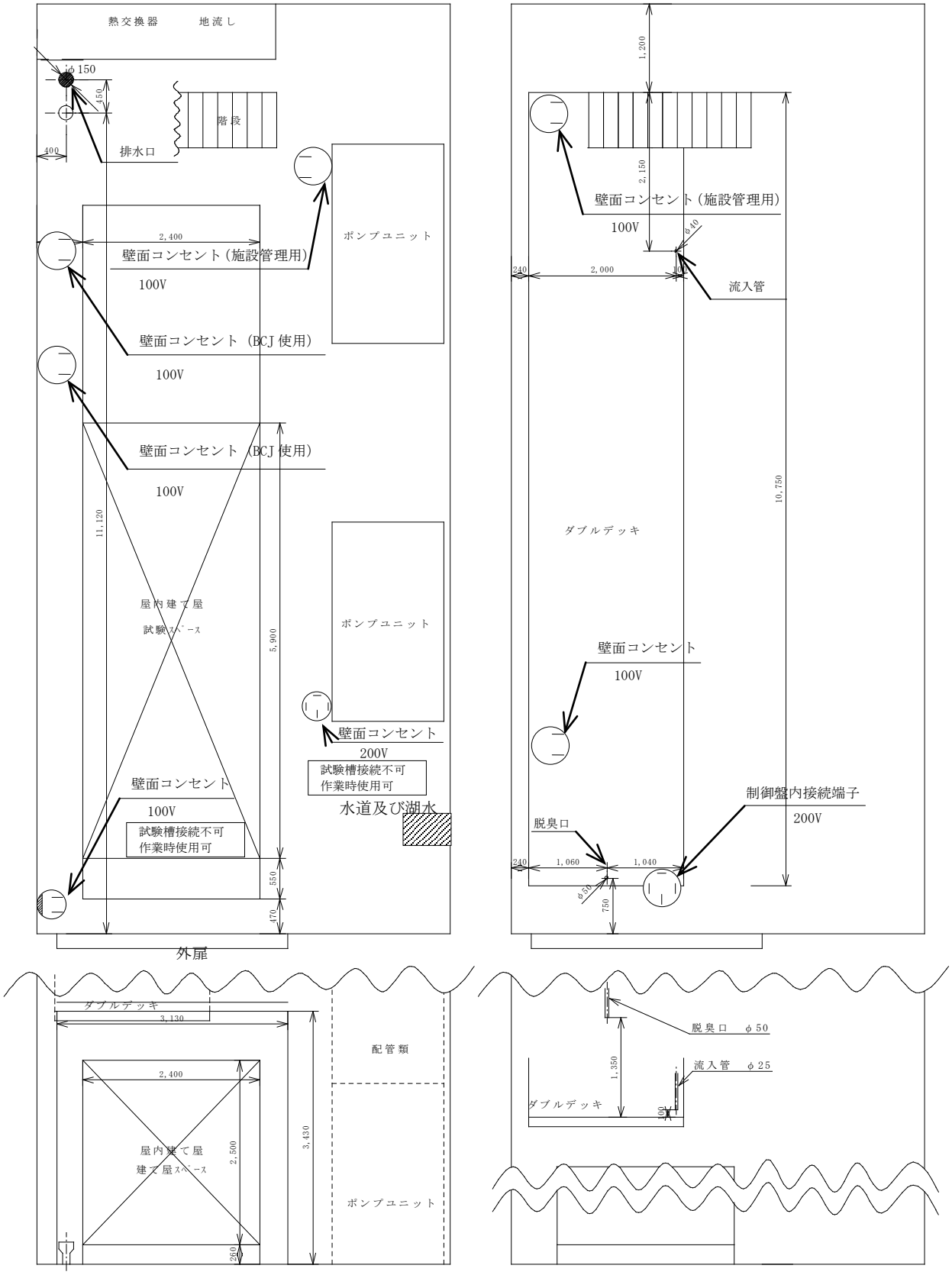
熱交換器
地流し
φ150
450
400
排水口
階段
ポンプユニット
2,400
壁面コンセント（施設管理用）
100V
壁面コンセント（BCJ使用）
100V
壁面コンセント（BCJ使用）
100V
11,120
屋内建て屋
試験スペース
5,900
ポンプユニット
壁面コンセント
200V
試験槽接続不可
作業時使用可
壁面コンセント
100V
試験槽接続不可
作業時使用可
水道及び湖水
550
470
外扉
1,200
2,150
壁面コンセント（施設管理用）
100V
φ40
240
2,000
100
流入管
10,750
ダブルデッキ
壁面コンセント
100V
制御盤内接続端子
200V
脱臭口
240
1,060
1,040
φ50
750
ダブルデッキ
3,130
配管類
2,400
屋内建て屋
建て屋スペース
2,500
3,430
260
ポンプユニット
脱臭口　φ50
1,350
流入管　φ25
ダブルデッキ
100

D 大室

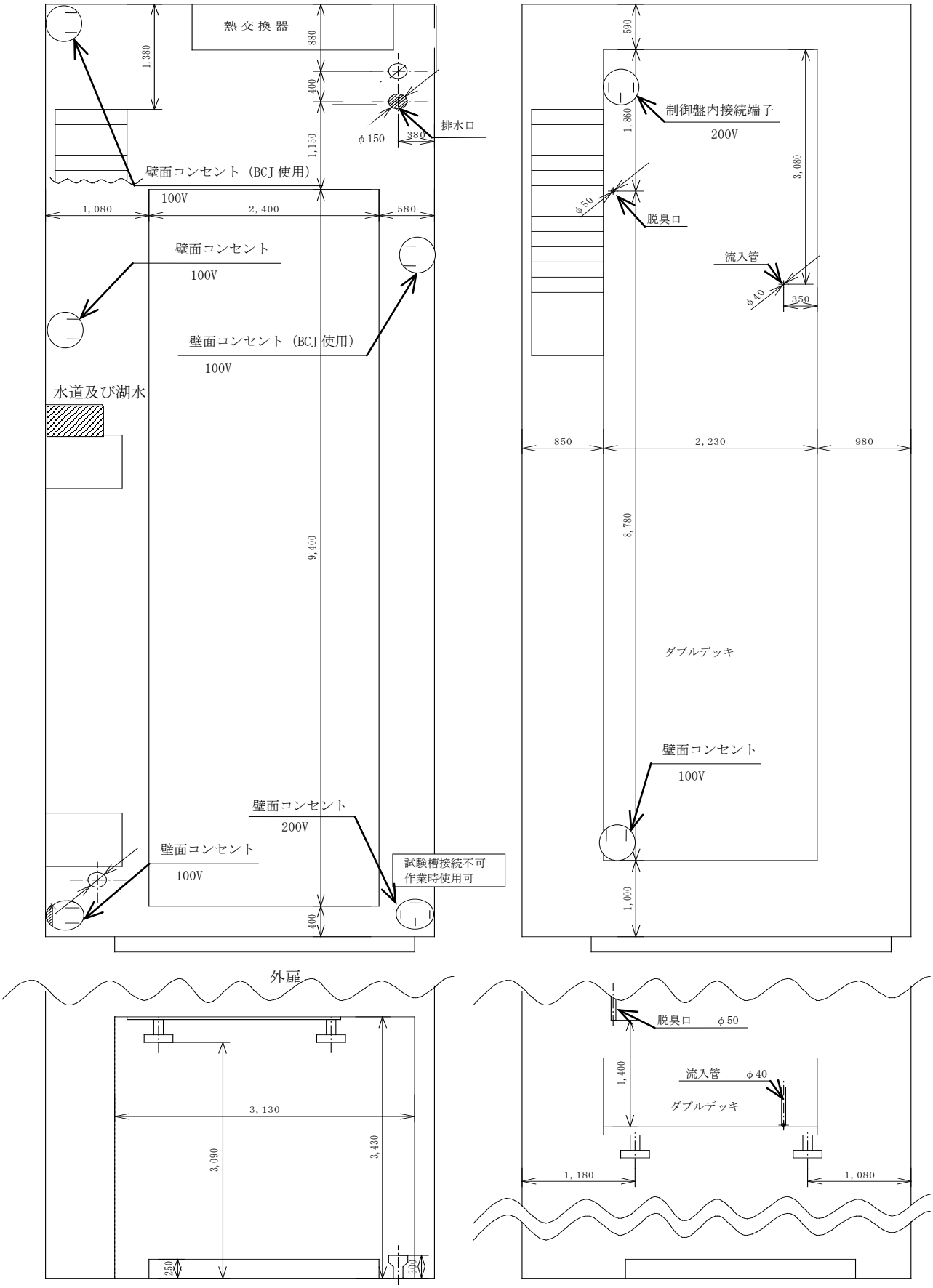
熱交換器
880
1,380
400
1,150
φ150
380
排水口
壁面コンセント（BCJ使用）
100V
1,080
2,400
580
壁面コンセント
100V
壁面コンセント（BCJ使用）
100V
水道及び湖水
9,400
壁面コンセント
200V
壁面コンセント
100V
試験槽接続不可
作業時使用可
400
590
1,860
制御盤内接続端子
200V
3,080
φ50
脱臭口
流入管
φ40
350
850
2,230
980
8,780
ダブルデッキ
壁面コンセント
100V
1,000
外扉
3,130
3,090
3,430
250
300
脱臭口　φ50
1,400
流入管　φ40
ダブルデッキ
1,180
1,080

§４．試験に要する費用

１．試験手数料について

試験槽１基につき、別に定める「評定手数料一覧表（AR-110)」に掲げる手数料（「浄化槽性能評価方法による試験」）を申し受けます。この試験手数料に含まれる作業内容等は以下のとおりです。

・試験用原水の濃度調整、測定及び試験槽への供給

・日常点検作業（日曜日、年末年始期間を除く）

※日常点検項目：ブロワ作動状況、試験槽水漏れ、原水供給状況

・処理水採水装置（試験所設備）の接続切替え、メンテナンス及び処理水検体の採水作業

※最大１回/週の実施頻度とします。（処理水水質分析費用は別途）

・処理水検体の申込者への送付

※最大１回/週の実施頻度とします。ただし、処理水検体の送付に係る検体容器、輸送用箱等は申込者でご用意いただき、着払いにて送付させて頂きます。
（例えば、「１回/週の処理水採水を行う。処理水検体を毎週申込者宛てに送付する。１回/４週の頻度で試験所による処理水測定を実施する。」とすることが可能です。また、「１回/週の処理水採水を行い、全ての処理水検体の測定を試験所により実施する。（処理水検体の測定を全て試験所にご依頼頂く）」とすることも可能です。）

２．処理水水質分析費用について

試験槽の処理水水質分析費用は、別途ご請求させて頂きます。

・費用は分析項目により異なりますので、お問い合わせください。

３．維持管理費用について

試験所に試験槽の維持管理作業を依頼される場合は、別途ご請求させて頂きます。
維持管理費用の内訳（消費税別）は以下のとおりです。

・保守点検作業費用：24,000 円／回（2 時間まで）

【延長費用】：12,000 円／時間

・汚泥引抜作業費用：12,000 円／時間

（引抜汚泥の搬出（廃棄を含む）は、別途申込者により実施頂きます。）

※保守点検作業と同時に汚泥引抜作業を実施する場合は、合わせて 24,000 円／回（2 時間まで）とし、2 時間を超える場合は延長費用として 12,000 円／時間を請求させて頂きます。

４．試験開始時の費用発生と適用について

①試験室の使用開始日（試験槽の搬入、試験に関する資材等の搬入等）、または試験に係る現場立会日（汚泥投入操作に係る汚泥採取現場立会い等）のいずれか最も早い日より試験手数料が発生いたします。
②試験受付日から８週間となる日以降より、または試験室が満室の場合においては、試験所からご案内する搬入可能日から４週間となる日以降より試験槽搬入の有無にかかわらず試験手数料が発生いたします。

（試験槽の搬入・設置にかかる費用は試験手数料に含まれません。別途申込者により実施頂きます。また、試験員の現場立会いにかかる費用も試験手数料には含まれません。別途ご請求させて頂きます。）

５．試験終了時の取扱いについて

試験室の使用終了日まで試験費用が発生いたします。

（試験槽の搬出（廃棄を含む）にかかる費用は試験手数料に含まれません。別途申込者により実施頂きます。）

６．性能評価試験への移行期間について

性能評価試験を同時申込いただいた場合、性能確認試験から性能評価試験への移行は連続となり、移行期間中も試験手数料が発生いたします。

７．試験手数料等の請求について

試験手数料の発生日を起点として、原則として初回請求時には 8 週間分の請求を行い、以後試験手数料発生の 4 週間前に 4 週間分の試験手数料及びその他費用を請求いたします。（初回請求を除き、試験実施該当日に対して試験手数料及びその他費用の前入金として頂きます。）

試験途中で請求内容に変更（処理水水質分析項目の変更、維持管理作業の依頼等）が生じた場合は、次の費用請求時に調整いたします。最終の費用請求後の場合は、追加請求、又は返金手続きにて対応いたします。

なお、いずれの場合も振込手数料は試験申込者にご負担頂きます。ご了承ください。

§５．浄化槽性能確認試験申込資料の作成要領

１．浄化槽性能確認試験申込資料の体裁について

１）浄化槽性能確認試験申込資料一式は、ファイル綴じとしてください。

２）ファイルの表紙及び背表紙には、

- **「浄化槽性能確認試験申込資料」**
- **「試験を受けようとする試験槽の名称」**
- **「申込者名」**

を明記してください。

３）最初のページに以下の様式で目次を作成してください。

目　次

１. 性能確認試験申込書

２. 付属資料
（１）浄化槽性能確認試験の試験条件設定に係る確認書
（２）試験槽の確認項目

３. 添付図書
（１）試験に供する試験槽図面
（２）試験槽の各単位装置の概略
（３）搬入搬出計画書
（４）点検等作業計画書
（５）その他

４）目次に従って資料をまとめ、Ａ４サイズで２穴アケにて綴じてください。
（図面等Ａ４サイズを越えるものは、Ａ４に折り込んでください。）。
５）目次１、２、３の項目に中扉を付け、中扉にタブ（項目目印用）を付してください。
６）添付図書には、（１）～（５）の項目毎のページ番号（例えば、試験槽の各単位装置の概要の場合、(2)-1, (2)-2, (2)-3･････）を中央下に記入してください。
７）資料作成にあたっては、日本語により可能な限りワープロ等で作成してください。

２．浄化槽性能確認試験申込資料の作成方針について

※試験成績書の発行を不要とされる場合は、試験申込資料の一部を省略できます。該当する資料名（資料により一部だけ省略可能）は**「備考」欄**、及び該当書類の**「記入例」**をご参照ください。

試　験　申　込　資　料			
目　次		書　類　作　成　方　針　等	備考
１.性能確認試験申込書　《様式１》		《様式１》により作成された試験申込書原本（社印、責任者印を押印したもの）。	・**省略不可**
２.付属資料	（１）浄化槽性能確認試験の試験条件設定に係る確認書 《付属資料１》	本付属資料は、試験槽を試験現場へ設置する前に浄化槽試験所と試験条件設定に関して打ち合わせた結果を「試験依頼事項の確認書」として提出いただくものです。	・申込時は案で可、試験条件打合せ後に記名・捺印資料を提出 ・「試験申込責任者」は申込書《様式１》の責任者と異なる人物でも可 ・一部省略可能 （記入例参照）
	（２）試験槽の確認項目 《付属資料２》	試験槽の搬入・設置時に本付属資料に記載された事項について、試験員立会いのもとで試験申込者により計測等を行っていただきます。記載事項の計測結果を記録いたします。	・省略可能
３.添付図書	（１）試験に供する試験槽図面（詳細図・フロー図含む）	試験に供する試験槽の平断面図、部分詳細図及びフロー図を添付してください。	・省略可能
	（２）試験槽の各単位装置の概要《様式２》	《様式２》を用いて、試験槽の各単位装置の概要を作成してください。	・一部省略可能 （記入例参照）
	（３）搬入搬出計画書《様式５》	《様式５》を用いて、試験槽の搬入搬出計画書を作成してください。	・申込時は案で可、試験条件打合せ後

試　験　申　込　資　料			
目　次		書　類　作　成　方　針　等	備考
	（４）点検等作業計画書《様式６》	《様式６》を用いて、試験槽の点検等作業計画書を作成してください。	に日時記載資料を提出 ・省略不可
	（５）その他 （場合により保守点検チェックリスト《様式７》）	他に試験の実施に必要と判断される資料等がありましたら、添付してください。（試験所に維持管理作業を依頼される場合は、維持管理要領書と保守点検チェックリストを添付してください。）	・省略可能

※試験条件の打ち合わせ後、追加・修正書類（追加・修正箇所の新旧比較表を含む）が発生した場合は、３部を速やかに試験所（担当試験員）までご提出ください。
（追加・修正書類は電子ファイル（PDF 又は WORD）によるご提出も可能です。）

●試験終了後、「試験成績書」には以下の書類を全て添付します。
・試験申込資料の「２. 付属資料」
・試験申込資料の「３. 添付図書（１）、（２）及び場合により（５）」
・変更箇所の新旧対比表及び上記２項に該当する提出資料（新旧全て）
＊「３. 添付図書（５）その他」に維持管理要領書及び保守点検チェックリストを含む場合は、それら全て（保守点検チェックリストの実施結果含む）を試験成績書に添付します。

§６．試験設定条件の変更

■ 試験期間中に試験設定条件の変更を行う場合は、「浄化槽性能確認試験の試験設定条件の変更届《様式３》」をご提出ください。
※届出者名は「浄化槽性能確認試験の試験条件設定に係る確認書」《付属資料１》に記載の「試験申込責任者」名としてください。

■ 試験設定条件の変更に伴い生じた変更箇所が該当する資料（試験槽図面、試験槽の単位装置の概要書類等）と合わせて、「変更箇所の新旧対比表」《様式４》（全ての変更履歴を含む）を同時にご提出ください。（変更箇所の新旧対比表《様式４》は、試験成績書に添付します。）

※試験成績書の発行を不要とされる場合、変更届《様式３》、対比表《様式４》及び変更箇所の該当資料については、その内容により提出を省略できますので、担当試験員にご相談ください。

§７．試験期間中の点検（調査・測定）及び維持管理作業

- 試験期間中に試験槽の点検（調査・測定）作業を実施して頂けます。（試験所では原則「§４．試験に要する費用　１．試験費用について」に記載した作業以外は行いません。）
- 試験期間中の**維持管理作業**は「浄化槽性能確認試験の試験条件設定に係る確認書」《付属資料１》で設定された実施形態・実施頻度に従い実施して頂きます。
  維持管理作業には、試験期間中の保守点検、汚泥引抜き及び試験終了時の汚泥引抜きを含みます。維持管理作業は、原則として試験申込者により実施頂きます。なお、状況により試験所で維持管理作業（有償）をお受けすることが可能な場合もありますのでご相談ください。
- 点検（調査・測定）作業、及び試験申込者実施の維持管理作業における作業時間は特に定めませんが、作業時間帯は平日の午前９時から午後５時までの間とさせていただきます。また、点検（調査・測定）及び維持管理作業に必要となる測定機器や器具類、簡易検査試薬及び消毒剤等消耗品類は試験申込者がご用意ください。
  （※「点検等作業計画書《様式 6》」の作成時における注意事項について：試験所では、原則的に毎週火曜日（午前中）から水曜日（午前中）に掛けて処理水採水装置を接続して、処理水の採水を実施します。そのため、点検（調査・測定）作業や維持管理作業等の実施日程は、処理水採水検体に影響が無いようにご注意ください。）

- 維持管理作業を試験所へ依頼（途中で変更の場合を含む）される場合、試験所では秘密保持契約を結んだ作業者に、維持管理作業を委託する場合があります。この場合、以下の要件を満たすものとして登録した者（登録作業員）が維持管理作業を行います。
  - 浄化槽管理士の資格を有し、浄化槽の保守点検経験が１年以上の者。
  - 所属する会社及び個人が特定の浄化槽製造業者と継続的な取引をしていないこと。

  試験所で行う維持管理作業時間は、原則として１回の作業につき 2 時間以内とさせていただきます（準備、保守点検、後片付け等を含む）。
- 試験所が実施する維持管理作業は、試験申込者により提出された維持管理要領書及び保守点検チェックリストに基づいて行います。維持管理要領書及び保守点検チェックリストに記載されていない点検は行いません。チェックリストの作成時には、作業内容が 2 時間以内に完結できるかを充分に考慮してください。また、維持管理作業に必要となる測定機器や器具類、簡易検査試薬及び消毒剤等消耗品類は試験申込者がご用意ください。
  （※「点検等作業計画書《様式 6》」の作成時における注意事項について：試験所では、処理水採水検体（火曜日～水曜日に装置を接続して採取実施）への影響を考慮し、維持管理作業を実施する場合は、原則として木曜日（午後）に実施することとします。）
- 維持管理作業を試験所へ依頼される場合は、試験開始時に試験員（及び必要に応じて試験所の登録作業員）に維持管理作業に関するレクチャーを実施してください。なお、この場合、「§４．試験に要する費用　３．維持管理費用について」に記載した維持管理作業（保守点検作業）費用が発生しますのでご了承ください。
  （※試験所登録作業員へのレクチャー実施の取扱いについて：依頼される維持管理作業の実施頻度や作業内容か

ら試験所の判断により、試験所の登録作業員にもレクチャーを実施して頂きます。この場合、レクチャーの実施日程につきましては、登録作業員の日程調整が必要となりますので、事前にご相談ください。なお、登録作業員へのレクチャー実施における追加費用請求はありませんが、試験申込者側の都合によるレクチャー当日の急な日程変更等が生じた場合は、費用をご負担頂く場合がありますのでご了承ください。）

■ 維持管理作業の実施形態を試験期間途中で変更する場合は、**2 週間前までにご連絡**頂き、「§６．試験設定条件の変更」に従い必要書類をご提出ください。

※試験成績書の発行を不要とされる場合、提出を省略できますが、**変更の連絡は必ず行ってください。**

なお、途中で試験所に維持管理作業を依頼される場合で事前にレクチャーを実施していない場合は、レクチャーの日程調整と実施、及び費用（前項に従います）等が必要になります。

（試験所登録作業員へのレクチャーの取扱いは前項に従います。）

（急な変更等についてはご対応できない場合がありますのでご注意ください。）

§８．試験の取り下げ

■ 試験期間中に試験の取り下げを行う場合は、「取り下げ届」《様式８》をご提出ください。

※申込者名は「性能確認試験申込書」《様式１》に記載の「申込者」名としてください。

※取り下げ届をご提出された場合は、試験成績書を発行することが出来ませんのでご了承ください。

§９．お問い合わせ

■ 事前相談、試験申込みのほか、本要領に関する問い合わせについては、下記までご連絡ください。

一般財団法人　日本建築センター　評定部浄化槽試験所

住所：〒300-0402　茨城県稲敷郡美浦村大山

国立研究開発法人　国立環境研究所　バイオ・エコエンジニアリング研究施設

tel.：　029-886-0945

fax.：　029-886-0945

インターネットホームページアドレス　http://www.bcj.or.jp/